

# ごみの出し方が変わります!!

## 1 ごみの名称を変更 令和8年(2026年)4月から



## 2 指定ごみ袋の導入

令和8年(2026年)10月から販売予定  
令和9年(2027年)4月から完全移行

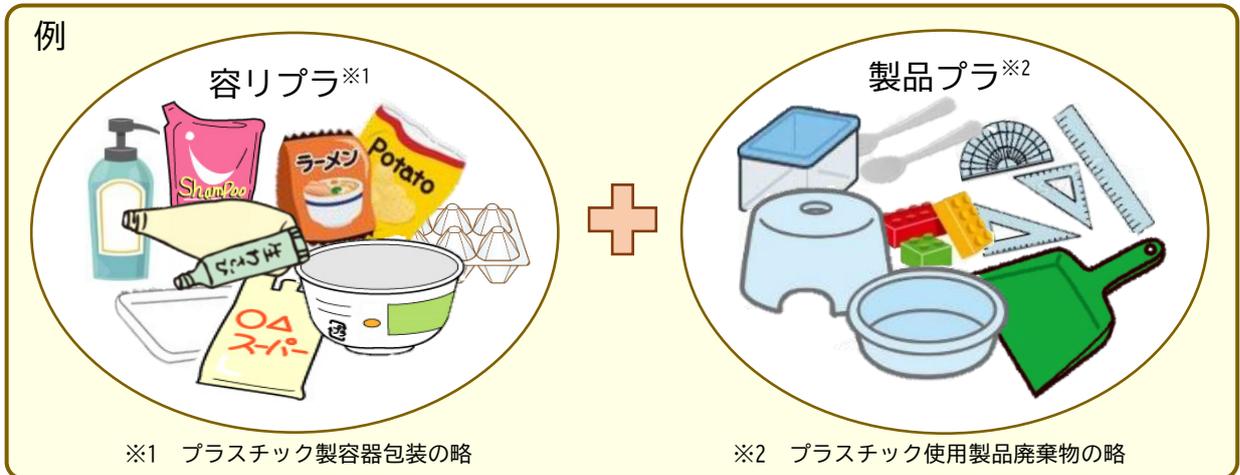
- ・「もやしつかないごみ」は、  
「市指定ごみ袋」でなければ出せません。
- ・「もやせないごみ」は、  
「透明袋」でなければ出せません。



市指定ごみ袋のイメージ

## 3 プラスチック資源の分別収集 令和8年(2026年)10月から

もやしつかないごみとしていた、プラスチック類の一部を分別収集します。



## 4 小型充電式電池類の分別収集 令和8年(2026年)10月から

リチウムイオン電池等の小型充電式電池や小型充電式電池を使用した製品を分別収集します。



## 5 背景と目的について

1人1日当たりのごみ排出量	結城市	全国平均	茨城県平均
	629g	475g	580g

茨城県の全国順位	47都道府県中 46位
結城市の茨城県内の順位	44市町村中 32位

※令和6年度一般廃棄物処理実態調査（対象年度令和5年度）結果より

### (1) ごみ処理施設の維持

現在、私たちが利用している筑西広域のごみ処理施設は、老朽化が進んでおり、将来的には建て替えや大規模な改修が必要となります。

国の補助金制度を活用するためにも、ごみの減量や分別の徹底が不可欠です。

### (2) 環境負荷の軽減

プラスチックごみの増加やごみ焼却による温室効果ガスの発生は、地球環境に大きな影響を与えています。この課題を解決するため、プラスチックごみを資源として再利用する仕組みを導入します。

### (3) ごみ収集時の安全確保

近年、ごみ収集車や処理施設での火災事故が多発しています。その原因の多くは、ごみに混入したりチウムイオン電池等の小型充電式電池類によるものです。

危険な火災事故を防ぐため、安全な収集方法を導入します。

## 6 指定ごみ袋制度について

令和8年(2026年)10月から販売予定

令和9年(2027年)4月から完全移行

### (1) 指定ごみ袋とは

ごみを排出する際に、本市が指定した専用のごみ袋を使用しなければならない制度です。本市の指定ごみ袋は「認定袋」方式を採用します。

認定袋 の特色	<ul style="list-style-type: none"><li>・自治体が規格等を決め、製造業者等が作成した袋を認定したもの</li><li>・製造業者等は、自由競争のもと、安価かつ良質で様々な指定ごみ袋を製造、販売</li><li>・住民がニーズに合った指定ごみ袋を選ぶことができる</li></ul>
------------	--

本市の指定ごみ袋は、ごみ処理費用の一部をごみ袋の価格に上乗せする

**「ごみ有料化」ではありません。**

## (2) 指定ごみ袋の仕様

袋の色	透明または半透明
透明度	内容物が識別可能な透明度を有すること
文字色	オレンジ色
容量	15ℓ から 45ℓ
形状	平型またはU字型
材質	ポリエチレン



## (3) 対象となるごみの種類

もやしつかないごみ ⇒ **市指定ごみ袋**

もやせないごみ ⇒ **透明袋(30ℓを超える袋、レジ袋、半透明の袋は不可)**

もやせないごみは、危険物の混入防止や収集作業などの安全性の確保のため、市販の透明袋（無地）としました。

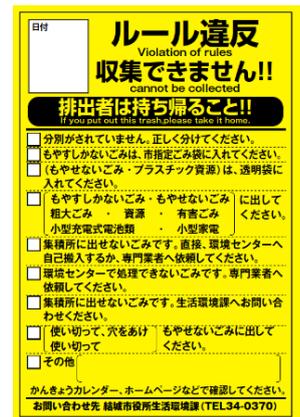
30ℓ を超える袋、レジ袋、半透明の袋は使用できません。

## (4) 指定ごみ袋に入っていないごみの取り扱い

「もやしつかないごみ」は、**令和9年(2027年)4月**から指定ごみ袋を使用する必要があり、原則として、指定ごみ袋に入っていないものは収集できません。

指定ごみ袋以外で集積所に出されたごみ袋には、右の『ルール違反』シールを貼り、指定ごみ袋を使用するよう注意喚起します。

なお、環境センターに直接持ち込む場合は、指定ごみ袋を使用しなくても搬入することができます。



## (5) 指定ごみ袋を使用しなくても出せるもの（集積所への排出時）

- ・ 落ち葉、せん定枝、下草
- ・ 発泡スチロールの保冷箱、衣装ケース、ポリバケツ、布団、マットレス

注意事項 ①せん定枝、布団、マットレスなどは、片手で持てるようにひもで縛ってください。

②袋を使用する場合は、45ℓ以下の透明、半透明の袋を使用してください。

③発泡スチロールの保冷箱や衣装ケースなどのプラスチック製品で 50cm 未満のものは、プラスチック資源に出してください。

※除外品目であっても他の「もやしつかないごみ」と同じ袋に入れる場合は、**指定ごみ袋を使用する必要があります。**

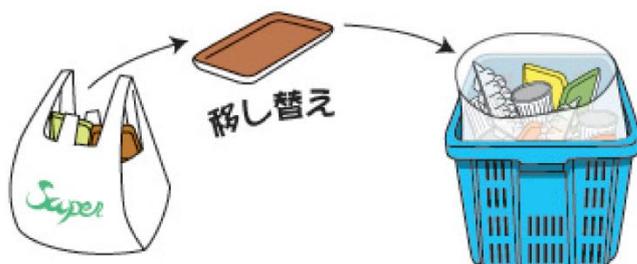
## 7 プラスチック資源の分別収集について

### (1) プラスチック資源の出し方

令和8年(2026年)10月から「プラスチック資源」として白色トレイ、その他のプラスチックだけではなく、プラスチック類の一部を分別収集する予定です。

収集日：毎週1回 水曜日

#### 現在の出し方



実際の集積所の状況



- ・自宅から持っていった袋から、集積所にあるポリ袋に移し替える。
- ・白色トレイとその他プラスチックに分ける。

#### 10月からの出し方（プラスチック資源の出し方）

- ・対象のものは、同じ袋に入れて出せます。
- ・30ℓ以上、45ℓ以下の透明の袋に入れ、資源物集積所に出してください。
- ・白色トレイやその他のプラスチックも、プラスチック資源として、一つの袋に入れて出してください。



容リプラ



製品プラ

大部分がプラスチックのもの

透明の袋に入れる！



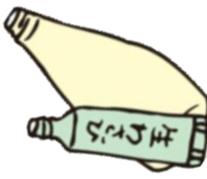
出し方の注意  
二重袋はやめて！



## (2) プラスチック資源の対象品目

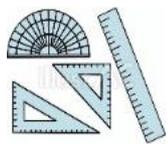
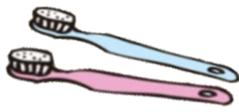
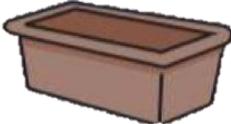
### 【容リプラの例】

洗浄され、汚れが付着していない、中身の入っていないプラスチック容器など

 <p>カップやパック類</p>	 <p>ふた類やラベル</p>	 <p>シャンプーボトル や詰替え容器</p>	 <p>卵パックや納豆 の容器</p>	 <p>お菓子やインスタ ントラーメンの袋</p>
 <p>食品トレイ類</p>	 <p>レジ袋などや ラップ類</p>	 <p>マヨネーズなどの チューブ類</p>	 <p>網やネット類</p>	 <p>商品ラベルなどに 「プラ」のリサイクル マークがあることを 確認してください。</p>

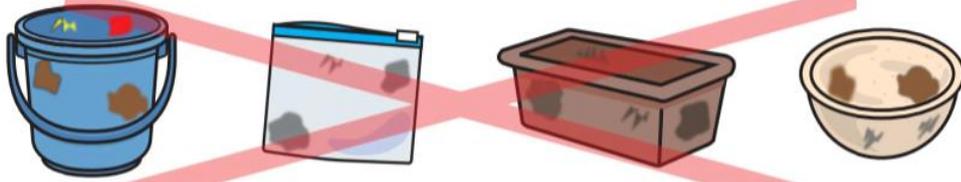
### 【製品プラの例】

- ・ご家庭で使用していたもの（事業で使用していたものは除く）
- ・全部または大部分がプラスチックであるもの
- ・長さ 50cm 未満であるもの
- ・洗浄され、汚れが付着していない、中身の入っていないプラスチック製品
- ・電化製品でないもの

 <p>プラスチック製の おもちゃ</p>	 <p>プラスチック製の くし</p>	 <p>プラスチック製の ちりとり</p>	 <p>プラスチック製の じょうろやバケツ</p>
 <p>プラスチック製の 風呂イスや桶</p>	 <p>プラスチック製の 分度器や定規</p>	 <p>プラスチック製の フォークやスプーン</p>	 <p>プラスチック製の 歯ブラシ</p>
 <p>プラスチック製の プランター</p>	 <p>プラスチック製の ストロー</p>	 <p>プラスチック製の 保存袋やタッパー</p>	 <p>プラスチック製の ハンガー</p>

# 「プラスチック資源」の対象とならないもの

## ① 汚れのついているもの



もやすすかないごみに出してください。

## ② 小型家電類・発火の危険のあるもの

危険物(もやせないごみ)です。

電源の種類により、小型家電または小型充電式電池類に出してください。



ゲーム機

加熱式タバコ

電動歯ブラシ

電気シェーバー

ライター …など

## ③ 刃物類



カッター

かみそり

はさみ

押しピン …など

もやせないごみに出してください。

## ④ ペットボトル

ペットボトルは、「プラスチック資源」としては出せません。資源物の「ペットボトル」に出してください。



## 汚れなどはどの程度までおとせばいいの？



カップ麺の容器

ケチャップ・マヨネーズ容器

ポテトチップスの袋

水ですすいで固形物が残っていない場合はOK

水ですすいであればOK

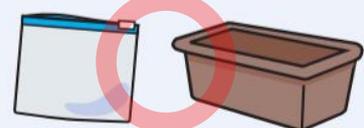
少し油分があっても、中身をしっかりと出せばOK

水ですすいだ後は、乾かしてから「プラスチック資源」に出してください

ひと洗いするか汚れをふき取れば、プラスチック資源として出すことができます  
※ 固形物が残らない程度に汚れを取り除いてください



ひと洗いするか  
汚れをふき取る



## 8 小型充電式電池類の分別収集について

### (1) 小型充電式電池類の出し方

令和8年(2026年)10月から「小型充電式電池類」を分別収集する予定です。

収集日：月1回 有害ごみの日

※ 小型充電式電池類は袋に入れず直接青かごに入れてください。

※ 蛍光灯や乾電池のかごとは別に入れてください。



### (2) 小型充電式電池類として出せるもの

#### ① 小型充電式電池



提供：一般社団法人 JBRC

注意：絶縁テープなどで電極部分を覆い絶縁処理をして出してください。

## ② 小型充電式電池を使用した製品

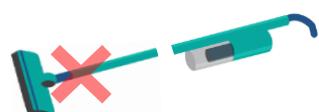
**小型充電式電池を使用した製品の例**



電動工具



加熱式タバコ



電池のある本体のみ  
コードレス掃除機



トランシーバー



ハンディファン



モバイル  
バッテリー



電気シェーバー・  
電動歯ブラシ

注意

小型家電リサイクル対象品目



携帯電話



デジタル  
カメラ



携帯型ゲーム機

充電式電池が外せるもの

- ・ 電池のみ取り外して出す
- ・ 電池以外の部分は  
もやせないごみや粗大ごみに分別

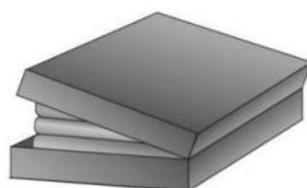
充電式電池が外せないもの

- ・ できるだけ電池が内蔵されている  
部分のみを出す
- ・ 電池が内蔵されていない部分は  
もやせないごみや粗大ごみに分別

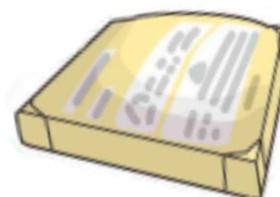
## (3) 小型充電式電池類に出せないもの

破損や膨張している小型充電式電池は、火災の原因になりますので、集積所には出さずに、**結城市役所に持ってきてください。**(開庁時間内)

集積所には出せません！



膨張により破損したもの



劣化で膨張しているもの

## 9 制度導入の説明会について

指定ごみ袋等の制度導入に向けて、令和8年(2026年)6月から各地区で説明会を開催しますので、ご協力をお願いします。

お問い合わせ先 結城市役所生活環境課 0296-34-0370